

## 児童福祉施設における虐待案件の児童福祉審議会等への報告義務について

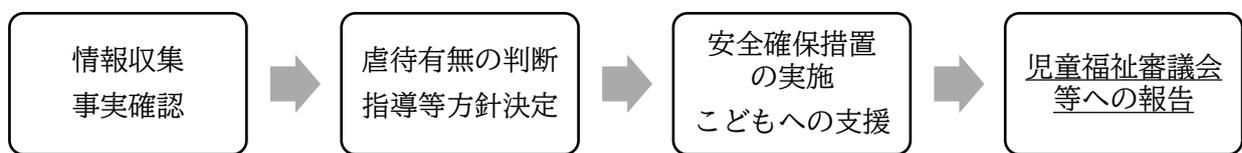
### 1. 経緯

虐待を受けた児童等への対応強化を図るため、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）が昨年10月1日に施行され、保育所等の職員による虐待に関する児童福祉審議会等への報告が義務化された。

### 2. 対象施設（市が所管行政庁のもの）

保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、母子生活支援施設

### 3. 通報等があった場合の対応フロー



### 4. 当市における報告体制等

- (1) 報告会議体 八戸市子ども・子育て会議  
 (2) 報告回数 基本、年4回開催のうち2回で報告を行う。  
 5月（前年度下半期分）、11月（当年度上半期分）  
 (3) 報告内容

虐待に該当する事例ありの場合 ※この場合、会議を非公開とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・件数（通報数、施設種別、虐待類型、こどもの性別・年齢等）</li> <li>・通報等がなされた保育所等の情報</li> <li>・虐待を受けた（又は受けたと思われる）こどもの状況</li> <li>・確認できた虐待の状況</li> <li>・虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種</li> <li>・所管行政庁において行った対応の内容 など</li> </ul>
虐待に該当する事例なしの場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・件数</li> <li>※施設や個人が特定される情報は報告しない。</li> </ul>

#### ※緊急かつ重大な事案で専門的な意見等を求める必要がある場合

- 八戸市子ども・子育て会議条例第5条に基づき、専門の事項を調査するための専門委員を設置する。
- 専門委員は、弁護士及び医師を選任することとし、その他児童福祉関係者として、当会議委員から選出した3名程度を加え、必要に応じて専門委員会会議を開催する。

#### （参考：R7.10～R8.1までの件数）

通報を受けた件数	3件
通報を受けて事実確認等の必要な措置を講じた件数	3件
事実確認等の結果、虐待に該当すると判断した件数	0件
事実確認等の結果、収集した情報が十分でなく虐待の有無が判断できない件数	0件
事実確認等の結果、虐待に該当しないと判断した件数	3件
調査中	0件